

熊本地検広報キャラクター「ヒーゴ」です。これから、この新聞でいろいろ説明します。よろしくね!



HIGO Times

ヒーゴタイムズ

平成24年度 第1号



熊本地方検察庁新聞 「ヒーゴタイムズ」 第1号発刊!

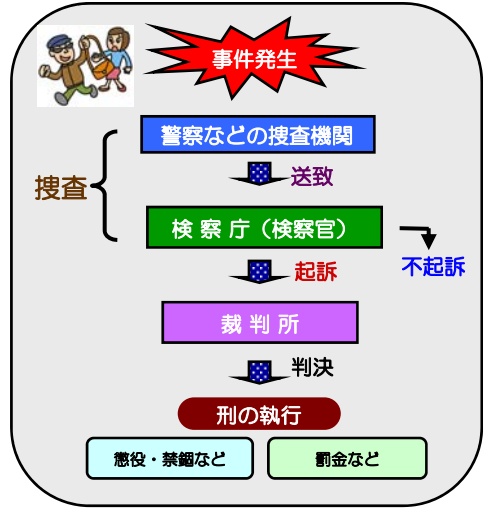
みなさん、「**検察庁**」って知っていますか?
公民の教科書の中で、刑事裁判について説明してあるところに「**検察官**」という言葉が出てくるとは思いますが、

その「**検察官**」が働いているところが「**検察庁**」です。
みなさんに、「**検察庁**」の仕事のことや、みなさんが、20歳になると選ばれる可能性がある「**裁判員**」のことなどについて知ってもらおうと思って、この新聞を作っています。
来年の3月まで、今回を含めて、計4回発行しますので、ぜひ読んでください。

検察庁ってどんなところ? ~検察官の仕事~

検察庁は、法務省に属していて、**検察官**、**検察事務官**、**被害者支援員**などが働いています。
今回と次回で、**検察官**の仕事について説明していきますが、右の「刑事事件の流れ」という図を見ながら読んでください。
検察官には、**検事**(司法試験に合格した人)と**副検事**(検察事務官などの中から試験に合格した人)がいます。
事件が発生すると、警察などの捜査機関が被疑者(犯罪を犯したという疑いがある人)を捕まえ、検察庁に**送致**(テレビ等では「**送検**」と言っています。)します。
すると、検察官は、捜査機関と協力して、事件の**捜査**を行います。
捜査とは、被疑者や被害者から事件の話を聞いたり、事件の現場に行ったり、凶器や現場の写真を撮影したりなど、様々な方法での証拠の収集などのことをいい、被疑者が本当に犯人なのか、被疑者が犯した事件がどのような罪に当たるのかなどを見極めて、最終的に、被疑者を裁判にかけるとか(**起訴**)、裁判にかけないのか(**不起訴**)を判断します。

刑事事件の流れ(主に成人の場合)



検察庁職員からのメッセージ ~次世代を担う少年たちへ~



私は、熊本地方検察庁で働く検事です。私が検事という仕事を知ったのは、実は大学生の時でした。それまで、私は、事件を解決したり、犯人を追いかけたりする姿にあこがれて、警察官になりたいと思っていました。そこで、大学の法学部で法律を学びました。その時に、法律の専門家として、裁判官、弁護士の他に、検察官という仕事があることを知ったのです。もともと警察官にあこがれていた私は、自然と検察官という仕事に興味を持ちました。

大学を卒業後、私は、法律家になるためにロースクールという大学院に入学し、さらに2年間そこで法律を勉

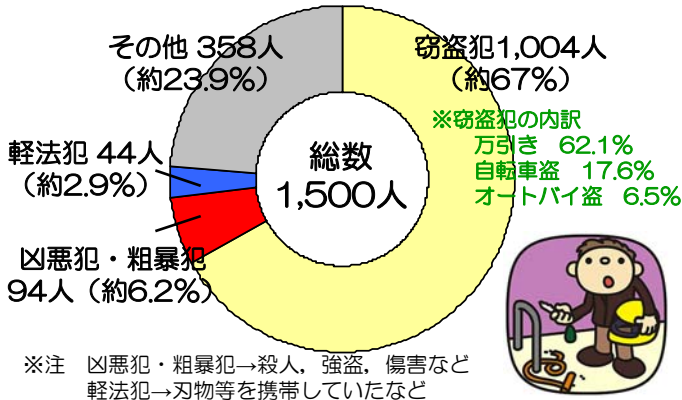
強しました。検察官を含む法律の専門家になるためには、ロースクールを卒業後、司法試験に合格する必要があります。しかし、司法試験に合格しても、実はまだ検察官にはなれません。司法試験に合格後、さらに1年間、司法修習という研修期間があります。この1年間に、裁判所、検察庁、弁護士事務所などで研修を受け、法律家として仕事をしていく上での基礎的能力を身につけます。その後、ようやく裁判官、検察官、弁護士として働けるようになります。
長い道のりではありますが、とてもやりがいのある仕事です。検察官は、時には捜査も自ら行いますが、その時には想像力が必要になります。「この人が犯人であれば、こんな証拠があるはずだ。」などと想像力を働かせながら、証拠を集めていきます。だからこそ、自分でなければ集められない証拠もあります。そして、その証拠が裁判で決め手となる証拠かもしれません。皆さんだからこそ、集められる証拠もきっとありますよ。



少年事件について

※ 少年とは、20歳未満の人(女性を含む)のことで、熊本県内での交通関係事件を除いた事件のことにについて説明していきます。

1 少年の検挙人数(平成23年)



上のグラフを見ると、少年事件では、万引きなどの窃盗犯が1番多く(全体の7割近く)、次に、人に怪我をさせるなどの凶悪犯・粗暴犯、軽法犯の順に多いことが分かります。

2 少年が被害に遭った人数(平成23年)

中学生	高校生	その他	計
624人	1,258人	945人	2,827人

上の表を見ると、中学生や高校生が犯罪の被害に遭うことが多いことが分かります。

近年、携帯電話の出会い系サイトを利用して出会ったり、街で大人から声をかけられて小遣い欲しさに付いていき、二人きりになって性的な被害に遭うことも多くなっています(出会い系サイトは、18歳未満の人の利用は禁止)。

みなさんは、様々な犯罪の被害に遭わないよう、日ごろの行動をもう一度振り返ってみてください。



検察庁Q&A

Q 検察庁の捜査と警察の捜査の違いは何ですか？



A 警察は刑事事件の第一次的な捜査を行い、検察庁は起訴・不起訴を決定するための捜査を行います。

起訴する権限は検察官にのみ与えられており、警察官は起訴する権限はありません。したがって、検察官は裁判所に対し起訴してその処罰を求めるといった責任があるため、警察などの捜査機関から送られた捜査記録などを確認するだけではなく、その内容が真実である

かどうかを、表の「検察官の仕事」に書いてあるように、必要に応じて被疑者や被害者から直接事件の話を聞くなどして、積極的に捜査をして事件の真相解明に努力しています。

また、政治家の汚職事件や大規模な経済事件などについては、検察官が自ら第一次的な捜査を行うこともあります。

—あとがき—

自分自身では、犯罪を犯す気がなかったり、被害に遭わないように心掛けていても、友人などから誘われて犯罪を犯したり、被害に遭ったりするケースが増えています。

みなさんには、友人などから悪い誘いを受けても、その誘いを断る勇氣、さらに、その友人などに犯罪を犯さないように止める勇氣が求められています！

また、犯罪に関して困ったことがあったら、1人で悩まずに、学校の先生、友人、保護者、警察などに相談しましょう。



検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事である取調べ(模擬)を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12番11号
熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)
電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

ホームページアドレス

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>



詳しくはこちらから→

熊本地方検察庁

検索